いますが、これは先ほど申し上げましたように、長崎の広域合併協議会、法定合併協議会ができておりますので、この中の市町村建設部会の部会の方に、小委員会の方にこの海上交通を実はお諮りさせていただきたいと、どの町はどの港につけた方がいいのかということも含めて、これは当然、女神大橋とか、ご指摘がございませんでしたけれども、端島の問題とか、恐らくお気持ちは一緒だと思いますが、そういう問題と連動いたしますので

ですから、お考えになっていることと、私どもが今取り組んでいることとは、ほぼ違わないと。 ただ、相手が市だけでできる問題と相手があるものですから、その辺はひとつご理解をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

23番(川下勝己君) 市長から力強いご支援をいただきました。

そういう意味では、私は、観光部も一生懸命頑張っておられる、そして都市計画部の方も頑張っておられると、非常に高い評価をしているわけです。しかし、それを手を結べばもっといいものがあるのではないかというふうなことで質問をしたわけでありますが、市長の答弁で少しは得られたという気持ちがあります。

ただ、最後になりますが、提案でございますけれども、観光行政の立場から、女神大橋の循環道路として、女神大橋から大浜まで行って、大浜から稲佐山に上る、いわゆる高速道路から一気通貫で入れるような、そういう路線を、道路を建設したらどうか。そうすると、出て行く場合も入って来る場合も非常にスムーズにいくのではないか。もちろん、出島にバイパスができますが、そのルートとあわせて外の方を回ると、202号線沿いに入っていく観光ルートも十分助かりますし、その辺をぜひご検討いただいて実現に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

もう一つは、新しい観光スポットとして、先ほど壇上で若干触れられましたが、長崎の歴史と文化を象徴するカトリック教会群があります。五島列島の51の教会を含め、県内で103の教会があって、長崎市も25ぐらいの教会が存在しているわけです。これを観光客のある人は「長崎には行ったけれども、教会があると、そういったところを回っ

てみたいな」というお客もいるわけです。そういうことを含めて、長崎の基幹産業である観光行政の取り組みに本腰を入れて、長崎県、海外を含め、もっともっとウイングを広げて、行政が一丸となって市町村合併も見据えた中長期計画として大きな目標、例えば観光客倍増計画、夢見る1,000万人を目指す意欲的計画を立案されたらどうでしょうか。そのためには行政が一体となって、市民の運動として大きく飛躍させないといけないというふうに思いますし、今後の活性化につながることを強く要望いたしたいということですが、時間が1分あります。市長の意欲的な取り組みを期待し、見解を賜りたいと思います。

市長 (伊藤一長君) 川下議員の最後の再質問に 私をご指名いただきまして、ありがとうございま した。

今、600万人を私どもは目指しておりますけれ ども、500万人になんなんとして、おまえは、ま た風呂敷を広げてということでございますが、 2006年 (平成18年) 春の女神大橋の完成を目途に、 600万人観光客を頑張ろうという形で既に中身は 発表しておりますけれども、もう一つ大変なのは、 県外から来ていただく場合の、例えばバスの乗り 入れのときの料金をどうするのか、あるいは航空 運賃の料金をどうするのか、あるいは長崎の受け 入れの宿泊料金とか、そういうものをどうするの か、このあたりも正直なところ、一つの大きなネッ クになっているのではなかろうかなと、これは言 うのは簡単ですけれども、大変な金額がかかりま すし、また、関係業界の方にもご迷惑をかけるこ とにもなりますので、このことも、もし1,000万 人ということでしたら、そこまでは恐らくちゃん とクリアしないと大変なことではないかなと、お 互いに目標を目指して頑張りたいと思いますので、 よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長(野口源次郎君) 次は、2番鶴田誠二議員。 [鶴田誠二君登壇]

2番(鶴田誠二君) 新風21、社民党の鶴田です。

本市発注の公共工事をめぐり、同僚議員5名と前建設管理部長、関係業者が競売入札妨害でそれぞれ逮捕、起訴されるという異常な事態が発生し、議会はもちろんのこと、行政においても市民の信頼を失墜したことは、まことに遺憾であり、警察

による徹底的な捜査を期待すると同時に、再発防止対策に全力を傾注し、市民への信頼回復を図ることが、議会、行政当局に今課せられている最大の課題であり、本員も再発防止対策に全力を尽くす決意であります。

さて、質問通告に基づきまして、順次、質問いたしますので、市長並びに関係理事者の明快な誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、市長の政治姿勢について質問をいたしま す。

昨日、同僚議員から同趣旨の質問があっておりますが、あえて質問をいたします。さきの臨時議会で、市長より、今回の一連の事件によって、市政への信頼を著しく失墜させたとして、前建設管理部長を懲戒処分、犬束助役の文書による厳重注意処分と本人の申し入れによる10分の1減給を3カ月間行うとの処分を発表されましたが、みずからの責任については何ら触れませんでした。市長みずからの政治的責任についての考え方を示してください。

2 点目は、入札業者への指名停止処分のあり方であります。

今回の事件に関与した業者を長崎市建設工事等 請負業者指名停止措置要領に基づき、指名委員会 でそれぞれ処分を行ってきています。その中で、 当初、12カ月の処分を科した業者を9カ月に短縮 したという報道がなされています。また、期間短 縮は前例がなく、指名委員会を二度開いたが結論 が出ず、最終的に委員会の委員長である犬束助役 の専決処分で決定されたとなっています。その真 相を明らかにしていただきたい。

また、指名停止という処分は、業者の存廃、強いてはそこに働く労働者への死活問題でもあります。同時に、今回のように、最終的には助役の判断により決定されるとなれば、そこに業者との癒着があると疑われてもおかしくない制度であります。業者指名停止要領について、処分理由や期間など、さらに明確に定めるよう改正すべきだと思いますが、答弁をいただきたい。

次に、市町村合併についてお尋ねいたします。 1市5町による長崎地域合併協議会の議論が進んでおり、これまでに合併方法、合併時期、一般 職員の身分、特別職員の身分、議会議員の身分の 取り扱い等々について、決定または議論が進めら れております。市町村合併は、新しい自治体への 創造であり、国や県からの要請によるものではな く、自主的合併と住民合意を基本に、分権時代に おける市町村の役割や責任を追及しつつ、行政サー ビスの向上を図ることを目的として進めなければ なりません。

したがって、住民のコンセンサスを得られるよう、周知期間や方法は十分に保障されなければな らないと考えます。

そこで、基本的には、合併協議会の審議に委ね つつ、以下、懸念されることについて質問をいた します。

その1は、合併スケジュールについてであります。9月議会での同僚議員の質問に対し、市長は態度を保留している三和町並びに大瀬戸町の長崎地域合併協議会参加の最終期限は本年12月議会であるとの説明を行ってきております。しかし、いまだに両町の態度が明確にされないばかりか、三和町においては、先般、町民意向調査を集約し、長崎市との合併については意見が二分し、再度、町民調査を行うとの報道があり、さらに大瀬戸町においても、長崎地域への加入の住民発議がなされ、次期定例議会に提案されることが決定されたと聞き及んでいます。9月議会のこのような情勢の変化を踏まえた上での今後のスケジュールについて明らかにしていただきたい。

さらに、合併後の財政の見通しと財政計画について、どの時点で市民に明らかにできるのか、示していただきたい。

次に、雇用対策についてお尋ねいたします。

国内経済は依然として低迷し、失業率は調査史上最悪を更新し、総務省が11月に発表した労働力調査によると、10月の完全失業率は5.5%、362万人と過去最悪を記録し、さらに、厚生労働省が公表した雇用保険の将来予測データをもとに出した内部試算によると、今後、5年後の完全失業率は6.8%に達することが判明されました。この数字には、政府が進めようとしている不良債権処理に伴う失業者の増加は盛り込んでおらず、今後、想定以上の失業率の悪化も予測されるといわれています。

このような情勢のもとに、政府は緊急地域雇用 創出特別交付金事業制度を平成13年度より創設し、 既に2年間にわたって事業を進めておりますが、 創設の目的に見合った効果が得られたのか、お尋ねいたします。

2番目は、労働行政担当部局の設置であります。 現下の厳しい経済情勢の中では、労働者の雇用 構造も変化し、従来型の大都市圏の雇用というの も限界にきており、自治体がその地域に見合った 雇用機会を創出できる社会・産業政策を持ち、適 切な職業能力開発政策を展開する必要があり、流 出、出稼ぎといった方法ではなく、地域生活重視 型社会政策を推進する必要があろうかと思います。

長崎市の人口は減る一方であり、結果、市税収入も減少の一途をたどっています。人口減少に歯どめをかけるには、住宅政策や子育て政策など、さまざまな住環境の整備をあわせ、雇用確保も重視すべき施策であります。労働、雇用政策を充実するための労働行政担当部局の設置をご提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、父子世帯への児童扶養手当及び福祉医療 費支給についてであります。

父子世帯については、既に田村議員より同趣旨の質問があっておりますが、改めてお尋ねをいたします。国の児童扶養手当法並びに県の福祉医療費補助金交付要綱の根拠法令に基づき、本市においても支給されている児童扶養手当及び福祉医療費支給については、他の子育て支援のための各種手当などの助成制度とは異なり、支給対象要件は、父と生計を同じくしていない18歳または20歳未満の障害のある児童に対し、心身の健やかな成長を寄与することを目的として、児童を監護する母または養育者に支給となっており、父子家庭のみが対象となっておりません。差を設けることなく、父子家庭にも適用するよう制度創設を求めるものでありますが、ご見解を聞かせてください。

次に、子育て支援計画であります。

1951年に定められた児童憲章には、「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる」と宣言されています。しかしながら、今日の厳しい経済情勢の中では、子育て支援の環境はまだまだ不十分であります。特に、両親ともに社会参加する社会の流れの中で、子どもの健康と人権を確立するための子育て支援政策の充実がさらに求められています。

次代を担う子どもたちの健全な育成と施策の充

実は、私たちに課せられた重要な課題と責務であることは言うまでもありません。しかし、市当局は、経済効果を優先し、保護者の反対があるにもかかわらず、公立保育所の民間移譲計画をいまだに撤回しようとしていません。

そこで、今年度中に子育て支援計画の中間的な 見直しを行うとなっておりますが、現在の公立保 育所民間移譲計画を改め、子育て施策の一つとし て、現在の公立保育所を地域の子育てセンターと 位置づけ、地域の子どもや地域住民と交流すると ともに、保育情報の公開、育児相談、施設開放な ど総合的な子育で計画に取り組む考えはないのか、 お尋ねいたします。

最後に、公共施設屋上緑化対策についてであります。

これまでの日本のエネルギー政策は、高度経済 成長を背景に、火力、原子力、ダムなど大規模集 中型のエネルギー源が最優先されてきました。結 果、二酸化炭素による地球温暖化の問題を抱え、 温暖化対策は地球環境を保全するための重要な施 策となりました。平成9年に長崎県温暖化対策地 域推進計画に基づいた二酸化炭素排出量の推計に よりますと、民生部門では、長崎県の1人当たり の平均値0.46トンに対して、長崎市は0.56トンと 上回っており、二酸化炭素削減の取り組みの強化 が求められます。

もちろん、省エネなどの取り組みなどは重要ですが、あわせて環境基本計画にも盛り込まれている屋上や壁面の緑化対策の取り組み現状と今後の計画についてお尋ねいたします。

最後に、環境行政の市の施設から排出される産 業廃棄物処理対策についてであります。

先ほど川下議員から関連的な質問もあっておりますので、端的に質問をいたします。環境問題は重要な問題となっております。下水道汚泥や水道の浄水場から排出される汚泥、公立病院から排出される感染性廃棄物など、市の施設から排出される産業廃棄物の処理費用に多額の委託料を支払っておりますが、この際、市の施設から排出される産業廃棄物処理施設の設置について、私がこれまで求めてきたリサイクルプラザ等の総合的な処理機能を備え合わせた施設とあわせて建設するお考えはないか、お尋ねいたします。

以上で本壇からの質問といたします。

= (降壇) =

議長(野口源次郎君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長 (伊藤一長君) 鶴田誠二議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、私の政治姿勢についてでございますが、 元長崎市建設管理部長が5件の公共工事の発注に 伴う競売入札妨害の疑いで逮捕されまして、懲戒 免職処分となりました件につきましては、任命権 者として、その責任を痛感しているところでござ います。

また、現職議長を含む5人の議員が逮捕される という過去に例のない事件でありまして、市民の 皆様方に大変ご心配とご迷惑をおかけしたことに 対しまして、心からおわびを申し上げる次第でご ざいます。

昨日も申し上げましたが、私の現在の使命は、 市民の皆様方に不安を抱かせないような再発防止 のシステムを構築することに全力を傾注すること ではなかろうかというふうに考えているところで ございます。

さきに発表いたしましたのは、4つの項目がございます。一つ、入札制度の抜本的な見直し、一つ、入札・契約業務等に係る外部からの働きかけに対する対応要領の作成、一つ、職員と議員が適切な関係を保持するための職員の行動指針の作成、一つ、職員の倫理規程の周知徹底等を含めた研修の強化、以上4つの項目を柱とする再発防止策については、一部施行しているものを除き、早急な策定に向け、現在、検討中でございます。

また、この再発防止策のほかに、私や三役などを含めた政治倫理条例の制定あるいは現在、内部規範で定めている職員倫理の取り扱いを対外的に実効性のある条例として制定することにつきまして、現在、検討を行っているところであります。

私といたしましては、不退転の決意で再発防止 策の策定に取り組み、職員一丸となって市政への 信頼回復に全力を尽くしてまいる所存であります ので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、質問の第2点であります市町村合併についてお答えをいたします。

合併協議会設置に至る経過につきましては、既 に皆様ご承知のとおり、本年1月29日に設置をい たしました任意の合併協議会におきまして、6回 にわたる協議を行いました結果、9月3日の最後 の任意合併協議会におきまして、各町からの最終 的な意思表示を行っていただいたところでありま す。

その際、三和町及び大瀬戸町の2町につきましては、団体意思の決定には至らず、態度が保留されておりました。その後、大瀬戸町につきましては、去る11月16日に西彼北部の西彼町、西海町、大島町、崎戸町の4町との法定合併協議会設置に係る議案を可決し、12月2日付で正式にこれらの5町による西彼北部地域合併協議会が設置をされたところであります。

一方、三和町におきましては、10月末から11月 中旬にかけまして住民説明会を行っておりまして、 住民アンケートも実施している状況にありますが、 正式に態度の表明は現在までなされておりません。

このような状況の中で、これらの2町の住民から、それぞれ長崎市を含む1市5町を合併対象とする直接請求がなされておりまして、関係する自治体におきまして、合併協議会設置に係る協議の議案を本12月議会に提案する予定としているところでありまして、長崎市も本定例会に追加議案をお願いいたしますので、よろしくご審議方をお願い申し上げたいと思います。

鶴田議員ご指摘のとおり、最後の任意合併協議会の席上、本年12月が態度表明のタイムリミットであるというふうに申し上げておりまして、また、事務方からも、遅れて参加されます自治体に対しましては、その時点で合併協議会において既に合意している項目につきましては、了承したものという前提で参加いただく旨の発言も行っております。

したがいまして、1市5町の合併協議会に遅れて参加する自治体がありましても、合併協議そのものの進捗に大きな影響があるとは考えておりません。

現在、法定合併協議会は3回開かれております。ですから、12月が目途でございまして、ぜひ12月中にお願いしたいわけでありますが、それぞれの町の事情があろうかと思います。しかし、1市5町の法定協議会は既にもう進んでおりますので、そこで決められたことにつきましては、あと手続きを経られて、もし私どもの方と一緒に足並みをそろえてやろうということでご決定をいただきま

したら、既にそれまでお決めいただきましたこと につきましては、それをそのままご確認、そして ご了承をいただくということでお願いを申し上げ たいと思います。

また、合併後の財政計画の進捗状況と、これをいつごろ示せるのかということにつきましては、この財政計画は市町村建設計画に盛り込むこととなっておりまして、おおむね合併後の10年間について計画を定めようとするものであります。

議員ご指摘のように、この財政計画は、住民に対する具体的な合併効果を数値でもってお示しすることとなるものでありますが、当然、住民の皆様へのご説明に耐え得る内容としなければならないというふうに考えております。

合併に際して見込まれる新たなまちづくりのための事業に要する経費の見積もりとあわせまして、合併後の10年間はもとより、その後の自治体運営において、いかに効率的な行政の執行体制を確立できるか、そのような観点からの見方も、この財政計画に対しましてはあるものというふうに考えているところであります。

今後の合併協議においては、21の専門部会において事務方で調整を進めております事務事業のすり合わせが整い次第、関係する事務事業の調整案を順次、協議事項として取り上げていく予定としております。

現在、財政計画を含む市町村建設計画に関する原案作成を進めておりまして、この際、住民の意見をお聞きするために、1市5町の住民代表として、それぞれ3名のご推薦をいただきまして、総勢18名の住民代表からなります市町村建設計画検討懇話会を設置することにつきまして、先般の合併協議会において了承されたところであります。

今後、この懇話会の意見を参考にしながら、市 町村建設計画の原案を練り上げていくこととなる わけであります。

1市5町による合併協議会では、平成17年1月の合併施行を目途に、住民の皆様に対して最終的なご判断をいただけるように事務事業の調整と市町村建設計画の原案づくりに最大限の努力を傾けているところでありまして、少なくとも平成15年中には市町村建設計画の原案をお示ししながら、関係する自治体において住民の皆様へ説明を行い、合意形成に向けて十分な情報の提供に努めてまい

りたいというふうに考えているところでございま す

これらの住民に対するご説明を行い、合意をいただきながら、平成16年の当初には、すべての協議事項の調整を完了して、一定、合意事項をまとめました合併協定書を作成し、関係自治体において調印をした後に、平成16年3月には関係自治体での合併申請の議決を得たいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、環境行政の中の公共施設の屋上緑化対策についてお答えをいたします。

地球温暖化の原因物質であります二酸化炭素の排出削減の手法といたしましては、まず第1に、省エネルギー及び省資源の取り組みが考えられます。次に、二酸化炭素の吸収源となります森林、都市の緑を確保することが重要であるというふうに考えております。

したがいまして、長崎市では、地球温暖化対策、都市景観や防災機能の向上など、緑の持つ多様な機能に着目をいたしまして、平成12年3月に策定いたしました長崎市環境基本計画及び平成13年10月に策定いたしました長崎市緑の基本計画におきまして、施策の柱といたしまして、民有地の緑化推進はもとより、公共公益施設の緑化推進を掲げているところであります。

鶴田議員ご質問の公共施設の屋上緑化対策の現状につきましては、平成12年度に市営滑石住宅の第1期の建て替え工事におきまして、屋上緑化を行っているところであります。

次に、今後の具体的計画でありますが、先ほどの市営滑石住宅の第2期及び第3期の建て替え工事におきましても、屋上の緑化を、これは当然、整備してまいらなければならないというふうに考えているところであります。

今後とも、市民や事業者による環境保全活動の 先導的役割を果たすためにも、官公署、教育施設、 公営住宅等の公共公益施設につきましては、屋上 緑化や壁面緑化など、さまざまな緑化手法を導入 いたしまして緑化推進を図ってまいりたいという ふうに考えております。

また、文部科学省では、環境を考慮した学校施 設づくり、いわゆるエコスクールづくりを推進し ておりまして、屋上緑化につきましても、地域の 状況を勘案しながら、今後、導入を検討してまい りたいと考えております。

あわせまして、現在、地球環境保全のために省 エネルギーや省資源の対策となります太陽光発電 施設や風力発電施設及び雨水貯水槽の設置につき まして、学校や地域のふれあいセンターなどで整 備を進めておりますが、今後とも施設の規模、用 途、構造及び費用対効果を検討の上、環境にやさ しい公共施設を整備してまいる所存であります。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきた いと思います。 = (降壇) =

建設管理部長(智多正信君) ご質問の入札業者への指名停止処分のあり方についてお答えいたします。

議員ご指摘の本年10月5日に競売入札妨害(為計)容疑で代表者等が逮捕されました請負業者に対する指名停止措置につきましては、国、県などの取り扱いを参考にした結果、本市指名停止措置要領の「不正又は不誠実な行為」に該当するものであります。

なお、その指名停止期間につきましては、競売入札妨害罪の適用となりますことから、本市指名停止措置要領運用基準の規定により、3カ月から12カ月までの範囲内における措置となる旨、判断し、10月17日、第1指名委員会に諮り、そこで他都市における指名停止状況を参考とし、本市発注工事における不正行為であることなどを勘案しまして、最大の期間であります12カ月の指名停止を決定したものであります。

その後、同月28日、同社の代表者に対しまして、 判決と同様の刑の決定を意味するところの略式命 令により罰金刑が確定したこと及び役員が起訴猶 予処分になったことを受け、他都市の事例検証を 含め総合的に勘案した結果、指名停止期間につき まして、11月21日、本市指名停止措置要領の中の 「情状酌量すべき特別の事由に基づく指名停止期 間の変更」に該当するものとして、12カ月から9 カ月に短縮することを決定したものであります。

今回の指名停止措置につきましては、国の指名 停止モデルに準じた取り扱いにより行ったもので ございますが、結果的には、期間の変更という結 論に至った次第でございます。

今後、指名停止措置の決定につきましては、国、県などの措置状況を参考に、より適切な対応を図っ

てまいりますとともに、要綱の必要な見直しなど も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

商工部長 (石崎喜仁君) 3点目の雇用対策についてお答えいたします。

国は昨年秋、厳しい雇用・失業情勢にかんがみ、構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として、緊急地域雇用創出特別交付金を創設いたしました。国は、これを都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、各地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用就業機会の創出を図ることとしました。

本市もこの交付金を活用して、13年度12月補正、14年度当初及び9月補正と、これまで3回の予算を組み、緊急地域雇用創出事業を実施いたしております。また、14年度は国の交付金事業に加え、本市として真に必要があり、雇用創出効果が高く、緊急かつ臨時的な事業を市単独の緊急雇用対策事業として実施し、緊急雇用対策事業を積極的に展開しております。

その効果についてでございますが、国の交付金事業においては、13年度12月補正で事業費6,407万9,000円、3事業、新規雇用147人の実績がございました。14年度については、当初、補正を含めまして、事業費1億6,758万6,000円、9事業を実施中であり、現在までの間、117人の方が雇用されております。また、市の単独事業においても、事業費1億3,283万6,000円、15事業を実施、現在までの間に117人の方が雇用されております。

13年度からの事業全体としましては、事業費総額2億6,450万1,000円、雇用者数は381人に上っておりますが、長引く経済不況の中、そのまま常用雇用に結びつかず、まことに残念ながら、短期雇用で終わるケースがほとんどでございます。

今後の雇用対策事業についてでございますが、 最近発表されました10月の失業率は5.5%、ハローワーク長崎管内の有効求人倍率は0.49倍と相変わらず厳しい雇用情勢が続いておりますので、本市といたしましても、15年度の交付金事業について事業計画を県へ提出するとともに、市単独事業についても、各部局より事業計画の提出を求めているところでございまして、15年度も実施に向けて 準備を進めているところでございます。

また、雇用対策事業の運用方法についてでありますが、交付金事業については、10月30日に発表された改革加速のための総合対応策、いわゆる総合デフレ対策において、緊急地域雇用創出特別交付金事業の効果的活用を図る、不良債権処理の影響を受ける離職者への配慮、推奨事業例の見直し、運用の改善を行う等がうたわれております。

市の単独事業につきましては、交付金事業に比べ人件費割合などの要件を弾力的に取り扱うととにも、交付金事業で実施される事業、例えば森林環境整備事業関連としまして間伐材活用推進事業を実施することで、切り出された間伐材の有効活用を図るなど、新規の雇用創出効果はもとより、雇用対策事業がより効果的に実施されるような事業を組み立て実施しているものでございます。

今後、国の動向を見ながら、国の施策と本市独 自の事業を並行して展開することで、より効果的 な雇用対策事業が実施されるよう図ってまいりま すので、ご理解を賜りたいと存じております。

次に、労働行政担当部局を設置し、市としても 独自に積極的に雇用対策に取り組むべきではない かとのご指摘でございますが、現在の雇用情勢は、 本市はもとより、全国的にも大変厳しく、国は総 合デフレ対策の中で、不良債権処理を加速する過 程における影響に対応し、地方公共団体の主体的 な政策も生かしながら雇用等には万全を期すとし て、さきにお答えしました緊急地域雇用創出特別 交付金事業の効果的活用のほか、離職を余儀なく された方への体系的な再就職支援や民間による労 働力調整の活性化など、さまざまな施策を打ち出 しております。

したがいまして、有効な雇用対策を進めていく 上では、これら国、県と連携することが肝要であ ると認識しております。

本市は現在、このように国等との連携が重要との認識から、長崎労働局やハローワーク長崎が設置している連絡協議機関に参画し、情報収集や意見交換などを行い、雇用情勢の把握に努めるとともに、交付金事業の活用や企業の誘致などで国、県と連携を強めております。

とりわけ、企業誘致による新規雇用につきましては、現在までにコールセンター2社の誘致に成功し、約200人が新規雇用されており、今後も新

たな雇用の増大が見込まれております。

また、市単独でも、先ほどお答えいたしました とおり、雇用創出事業を展開しているほか、庁内 におきましてワークシェアリングの手法を用いた 雇用の創出を9月より試行しており、44名の方が 採用されております。

このほか、労政だより等による広報啓発活動や 若者の職業意識の向上を図るインターンシップ事 業を推進いたしております。

このように、国、県と相互の連携を図りながら 雇用対策を実施している状況でありますので、担 当部局の設置につきましては、現在のところ考え ておりませんが、本市といたしましては、市とし て果たすべき役割を踏まえ、今後とも積極的に雇 用対策を推進していく所存でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。 以上でございます。

福祉保健部長(高谷洋一君) 福祉行政について のご質問にお答えいたします。

まず、父子世帯への児童扶養手当支給についてでございますが、この件につきましては、他都市の状況として現在把握しておりますところでは、1市、栃木県鹿沼市が児童育成手当という名称で児童扶養手当とほぼ同様の制度を創設し、本年7月から施行しております。

児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づく国の制度であり、昭和36年に、社会的、経済的に困窮している事例が多い母子世帯のうち、公的年金を受けられない生別母子世帯を経済的に援助するためにできた制度であり、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために設けられているもので、あくまでも母子家庭を対象とした制度となっております

父子世帯に対する児童扶養手当支給の制度を創設するとなれば、市単独の事業となり、全額を市が負担しなければならなくなり、現在の本市の財政状況を考えますと非常に困難な状況にあると判断しているところでございます。

また、ひとり親家庭に対する医療費の助成につきましても、長崎県福祉医療費補助金交付要綱に基づき昭和53年から母子家庭への助成を行っておりますが、この助成額のうち2分の1が県、2分の1が市の負担となっております。

したがいまして、医療費につきましても、父子家庭への助成を創設するとなりますと、市単独の事業となり、全額を市が負担しなければならなくなり、児童扶養手当と同様に実現は難しい状況でございます。

このようなことから、父子世帯に対する児童扶養手当支給や医療費の助成については、現時点では困難ではございますが、今後とも父子家庭の社会的状況や国、県の動向並びに他都市の状況等を見守りながら対処してまいりたいというふうに考えております。

次に、子育て支援計画についてお答えいたしま す。

長崎市の児童福祉の施策の基本方針といたしましては、第三次総合計画にも「子育てに対する社会全体の協力体制づくり」「家庭における子育ての支援体制づくり」を二本柱として、子育て支援社会の構築を掲げているところでございます。

また、平成10年に策定いたしました子育で支援計画に基づき、これまでもその推進に努めてきたところでございますが、10年間の計画期間の中間年度の見直しに当たっては、計画の前倒しや新たに対応すべき課題並びに国の新エンゼルプランとの整合性を図りながら、その計画の見直しを行い、今後5年間に重点的に推進すべき施策等の目標を定めることにより、子育てに対する社会全体の協力体制づくり、家庭における子育ての支援体制づくりの施策の計画的な推進を図ることとしております。

これまでも、この計画に基づきまして、種々の 事業の拡大を行ってきたところでございまして、 子育て家庭に対する育児不安等についての育児相 談・指導、親子で遊び子育てを促進するための出 前保育、子育でサークル等への支援などの地域子 育て支援センター事業の充実も図っており、昨年 度までは、北部地区の住吉保育園、南部地区の菜 の花保育園に委託し実施しておりましたものを、 平成14年度には、新たに東長崎の教宗寺保育園に も委託を開始するなど事業の拡大を図っていると ころでございます。

また、保護者の需要に対応して、延長保育などの特別保育事業について積極的に取り組んでいただいている民間保育所に対する助成など、その拡大に努めてきたところでございます。

本市の厳しい財政状況の中にあっても、これまで児童福祉施策の予算は増加の一途をたどっており、子育て支援については、今後とも引き続き充実していく必要があると考えているところであります。

また、市立保育所も含めた保育所の配置について申し上げますと、本年10月に新たに3園を認可し、現在、市内には69の認可保育所がございます。保育所は乳幼児の家庭養育の補完を行うところであり、国の示す保育所保育指針に基づき、公立、私立の別なく格差のない保育が実施されております。また、運営費の支弁や指導監督権を通じて、行政の責任も一定確保されておりますので、民間でできるものは民間の活力を活用していきたいと考えています。

また、保育所の機能といたしましては、多様化する保育ニーズに対応できる保育環境の充実を図るなど、保護者が選択できる幅の拡大を図っていくことが必要となってまいります。

以上のようなことを勘案し、仕事と子育ての両立支援の充実の上からも、市立と同等の保育事業が実施できる社会福祉法人に保育所を移譲することにより、限られた財源を効果的に活用し、今後とも増大する児童福祉施策の予算に対応するためにも、平成17年度までの計画として、2カ所の市立保育所を社会福祉法人に移譲しようとするものでございます。

今後とも、本市の子育て支援計画の趣旨に沿って、児童福祉の充実に努めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

環境部長(高橋文雄君) 環境行政のうち、2の 市施設の産業廃棄物処理についてお答えをいたし ます。

ご指摘のように、本市の施設からは下水道汚泥、病院からは医療系廃棄物、水道局浄水場からは上水汚泥、そのほか廃プラスチック類、金属くずなど、さまざまな産業廃棄物が排出されております。これらの産業廃棄物の処理につきましては、委託契約書を作成し、マニフェストの交付等を行った上で、民間の産業廃棄物処理業者に委託をし、適正に行われておるところでございます。

ご指摘の市役所の自己処理施設の建設につきま

しては、排出される産業廃棄物の種類が多種多様にわたり、適正な処理を行うには、再資源化施設や焼却施設などの処理に応じた施設が必要であり、この建設には莫大な費用がかかること、また、自己処理では処理量も限られておりまして、維持管理費用も割高となることから、現段階では、多種多様な産業廃棄物を処理できる民間委託による方が得策であり、民間活用という観点からも望ましいものと考えております。

なお、産業廃棄物の処理施設につきましては、 県のエコタウン構想や民間の協同組合方式での施 設建設の計画などの情報も得ておりますので、本 市といたしましても、このような動きに対し、積 極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番(鶴田誠二君) 一通りご答弁をいただきました。質問項目が多岐にわたっておりまして、答弁も大分長くなりましたけれども、できたら、事前に質問通告なり、あるいは趣旨等についてはお話をさせていただいておるわけですから、いろんな現在取り組んでいる施策等については省いて、簡潔に答弁を今後ぜひお願いをしたいなと思っております。

全体的に一通りご答弁をいただきましたけれど も、それぞれどうしても納得ができないものが、 すべてです。

それぞれ再質問をしたいんですが、要望も含めて、時間がある限り再質問をさせていただきたい と思います。

1つは、冒頭の市長の政治姿勢の責任の問題です。これについては、また、後ほども同じような質問があろうかと思いますので、要望だけにとどめておきたいと思うんですけれども、市長が今回の事件に対して責任を重く受けとめていて、行政の停滞は許されないと、再発防止対策に全力を注ぐことが今の市長の最大の責務だということで言われておりますけれども、私は、こういった再発防止に取り組むというのは、組織の長として、当然、これはあってはならないことがあったわけですから、これは当たり前のことだと思うんです。あえてそれを強調すべきようなものではないと思うんですね。それは絶対にやってもらわなければいけないものだというふうに、私は、そのように思っているんです。

しかし、今回の事件に対して、いわゆる市長みずからの責任として、どうなのかということについて、私は一定、責任を取るべきではないかと、そういう視点で質問をさせていただきました。ぜひ今回の問題で、トカゲのしっぽ切りというか、そういうふうに言われないように、ぜひ今後の市政に取り組んでいただきますように要望をしておきたいというふうに思います。

それから、入札業者の指名停止のあり方については、先ほど今後見直すということでのお話がありましたから、ぜひそのように対処をしていただきたいというふうに思います。先ほどの答弁にもありましたように、処分停止期間が3カ月間から12カ月間ということで、非常に幅が広いわけですね。どういった事件に対して、どういう基準で設けるかということについては、非常に今申し上げましたように幅が広いということから、その判断一つ間違うと、それは指名を受ける業者にとっても、先ほど言ったように死活問題だというふうに思いますから、その辺はきちっとした見直しをしていただきたい。

そして、あわせて指名委員会の構成についても、 私もこれが本当に妥当なのかということは、率直 に言ってわかりませんけれども、今の指名委員会 のメンバーとしては、助役ほか事業部長でなって いるというふうに思いますけれども、外部も入っ た中でのこういった指名委員会というものがつく られないのかどうなのか、こういったことについ ても、よければあわせて検討をいただきたいなと いうふうに思います。

あとは順不同になりますけれども、再質問をさせていただきたいと思います。

産業廃棄物の処理施設の問題です。この問題については、既にこれまで多くの議員が、特に、この中の下水道汚泥の処理方法については質問をされて、問題点も指摘をされております。いただいた資料によりますと、下水道汚泥の処理費用は、平成13年度4億6,180万8,000円、5億円弱で、さらに、これに水道局の上水汚泥、これも平成13年度処理費用3,442万2,567円、両市立病院から出る感染性廃棄物等の産業廃棄物、これも平成13年度で2,419万8,000円、そのほかにも、まだまだ市の施設が、こういった産業廃棄物を委託されて処理されていると思うんですけれども、これだけ合わ

せても 5 億2,042万8,560円ということで支払って おります、平成13年度。

この下水汚泥の問題については、10年度は、同僚議員の質問に対してのそのときの数字では、10年度の費用は3億1,500万円でした。これが今は4億6,000万円ですから、わずか3年間で1億1,000万円の単価が上がっている。これは下水道の進捗が進んでおりますから、これも一つの要因かとは思いますけれども、ただこれだけではないんではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、私は、冒頭言いましたように、少なくともこの環境問題は、大変な今状況になっておりまして、先般のニュースでもありましたダイオキシンの濃度の規制が12月1日から強化される、そのことによって多くの産業廃棄物処分場が運営ができなくなって、いわゆる廃止に追い込まれているという、そういう実態が報道なされておりました。こういった要因も絡んでくれば、この処理費用というのはますます高くなっていくんではないかなというふうに思います。

そういうことも含めながら、中長期的な産業廃棄物処理、私が今回取り上げたのは、市の施設から出るこの処理について、市の施設として、いわゆる自前で、運営はいろんな運営方法があろうかと思いますが、自前でこういった処理施設を建設する考えはないのかということで質問をさせていただきました。

そこで、ちょっと再度、お尋ねいたします。処理費用効果ですね、この間の答弁の中でもずっと言われているんですが、費用対効果の問題が言われておりますけれども、このことについて、どのような試算を出されたのか、それをまず明らかにしていただきたいと思います。

当然、こういった施設をつくる場合においては、 国庫補助対象というものも含まれてくるだろうと 思いますから、この辺も含めて検討された内容に ついて明らかにしていただきたい。

それからもう一点は、下水道汚泥のコンポスト 化処理費用のトン単価が平成12年度から平成13年 度で何と18%の値上げになっているんです。 1ト ン当たりの単価が。12年度は1万3,600円であっ たものが、平成13年度は1万6,060円、18%の値 上げになっておるんですけれども、この値上げに なった理由についてお示しをいただきたいという ふうに思います。

以上2点。

環境部長 (高橋文雄君) 鶴田議員の再質問についてお答えをいたします。

市の独自の処理施設をつくったときの費用対効果ということで、民間との比較ということでございますが、確かに、私どもの方は、市でつくった場合は補助金がどの程度つくかということも算定いたしまして、当然、これは公共関与もそうですし、また、現在はプラスチックの処理施設を検討中でございますが、補助金がつくものはすべて補助金を計算をいたしまして、その処理費用の計算もしておりますし、また、ランニングコストということにつきましては、市の直営方式ではなく、ご指摘のように民間の活用も含めたところで計算をいたしておりまして、その結果、量等も考えますと、やはり市独自でつくるよりも民間の活用の方が望ましいのではいかと判断しているところでございます。

以上でございます。

下水道部長 (佐藤澄博君) 鶴田議員の再質問についてお答えいたします。

コンポストの見積もりが12年度より13年度が相当上がっているということでの再質問でございますけれども、コンポストの処理料については、公的な歩掛かり等がございませんので、業者の見積もりを取りまして、それに一定の率を掛けた単価で我々は単価契約をしている状況でございます。

また、運搬費につきましては、公的な歩掛かりがございますので、公的な歩掛かりと運搬費の見積もりの単価を比較しまして、単価が安い方を採用している状況でございます。

以上でございます。

2番(鶴田誠二君) 理解できないんですね、今の下水道部長の答弁では。資料は、平成9年度以降の分をいただいて、その表を見てから、下水道の進捗状況、そういうものとも見極めながら見て、あれというふうに思ったんですよ。12年度と13年度は何でこんなに高いのかなと。そこで純粋にそういうふうに思ったものですから質問をさせていただいたんですけれどもね。

今の答弁の中では、どうしても納得がしがたいんですが、私がこの数字を見たときに、もしかすると、この汚泥のこの事業については、あそこの

三共有機がコンポスト化をしているという、中心的にかなりあそこでやっておられますから、だから、あそこの工場が、今までは一般・産業廃棄物も処理しておったものが、いろんなダイオキシンの規制の問題、それといろいろな規制の問題等々もあって、その事業を取りやめて、そしてコンポスト化事業だけに、いわゆるそこだけに限定してきたと、そういうことから、施設の整備もあるんでしょうか、そういうものも含めて、もしあって、こういった単価になってきたのかなというふうに単純に私はそういうふうに受けとめたんですけれども、今の部長の考え方のところでは、そうではないみたいですね。ここら辺については、また別途、この問題については質していきたいなと思いますが、どうしても納得できません。

それと、先ほど部長から、時間の関係もあってでしょうが、費用対効果のお話をされましたけれども、口頭でしか言われておりませんから、本当に私はこういったことについての必要性があるということで検討をされてきたのかどうなのかということを私は疑問として思います。

私たちがこういう質問をすると、それは最初から無理なんだというようなことから、それを実施しないために一生懸命答弁をしているように、私は受けとめるんですよ。間違っていたらすみません。

そういう意味では、きょうは時間の関係でこれ 以上はできませんので、その辺についても今後の 宿題として、本当にどういう形で、そして、どう いう数字で、幾ら幾らかかって、そしてどうなの かということについて、今後、ぜひ明らかにして いきたいというふうに思います。

それと、あとは市町村合併の問題ですけれども、今、スケジュール的な問題があって、答弁もありまして、基本的な考え方についてはわかりました。ぜひ、この市町村合併の問題については、私は基本的には、本壇でも言いましたように、住民のコンセンサスを最終的に得られるように、そのための十分な説明期間を設けるというのが私は必要だと思います。今までは、どちらかというと基本的なところの議論を進めてきたのではないかなというふうに思います。これから先、市町村建設計画なり、あるいは財政計画、これが出てきて初めて、いわゆる具体的に自分たちの住民生活、そういっ

たものに対する条件に、どういう影響と変化があらわれてくるのかということは、この市町村建設計画なり、あるいは財政計画が出て初めてわかってくるのではないかなというふうに思うんですね。

しかし、それをつくるにしても、この枠組みが 決まらないと、それが最終的なものはでき上がら ない。今の状況からいくと、どんどん枠組みがず れてきているような気がしますから、そうなると、 当初予定をしている計画に間に合わない。そうい う意味からいけば、当初、合併特例法適用の平成 17年の3月末日まで、ここまでに間に合わない、 あるいはそのことをこだわらずに、この合併につ いては、ぜひ進めていただきたいということを、 これは要望としておきたいというふうに思います。

あとは、労働行政の問題についても、大変今は 厳しい状況であります。積極的に労働行政に取り 組んでいきたいというお話はありますけれども、 今回も大幅な機構改革が本議会の中でご提案をさ れておりますが、残念ながら、こういう今の雇用 情勢、労働情勢でありながら、このことについて は何ら触れられておりません。本当に残念です。 こういう時期だからこそ、やはり労働行政あるい は雇用行政をどうするのかということで、新たな セクションを設けるなど検討をすべきだというふ うに私は思いますし、ぜひそういう立場で取り組 んでいただきますように要望をいたしまして、私 の質問を終わります。

以上です。

議長(野口源次郎君) 休憩いたします。 午後は1時から再開いたします。

> = 休憩 午後 0 時 1 分 = ------

> = 再開 午後 1 時 0 分 =

副議長(松尾敬一君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。37番福島満徳議員。

〔福島満徳君登壇〕

37番(福島満徳君) 質問通告に基づき、順次、 質問いたしますので、市長並びに関係理事者の前 向きな答弁を期待するものであります。

まず、原爆被爆行政についてお尋ねをいたしま す

30年余りにわたり取り組んできた長崎市悲願の 被爆地域拡大が、被爆者援護法に基づく新しい制 度として、健康診断特例区域が爆心地から12キロ